

## 仕様書

### 1. 件名

新システム集中管理型無線 LAN アクセスポイントの購入

### 2. 目的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下、当機構という)の新しいクラウド上で集中管理システムに対応した無線 LAN アクセスポイントを購入するものである。

### 3. 数量

無線 LAN アクセスポイント 35 式

別紙 機器構成参照

### 4. 納期

2026 年 3 月 27 日

納入期限までに、本件で要求する機器が納品されていること。

### 5. 納入場所

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 情報基盤管理部 IT 運用・学術情報課  
千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1

### 6. 仕様・性能

別紙 機器構成参照

### 7. 納入条件

持ち込み渡し。

### 8. 検査

当機構の担当者が所定の要件を満たしていることを確認したことをもって、検査合格とする。

### 9. その他

(1) 受注者は、当機構の情報セキュリティポリシーを遵守すること。

(2) 受注者は、本件で取得した当機構の情報を、当機構の許可なしに本件の目的以外に利用してはならない。本件の終了後においても同様とする。

- (3) 受注者は、本件で取得した当機構の情報を、当機構の許可なしに第三者に開示してはならない。本件の終了後においても同様とする。
- (4) 本件の履行に当たり、受注者は従業員又はその他の者によって、当機構が意図しない変更が加えられることのない管理体制を整えること。
- (5) 本件の履行に当たり、情報セキュリティ確保の観点で、受注者の資本関係・役員等の情報、本件の実施場所、業務を行う担当者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報を求める場合がある。受注者は、これらの要求に応じること。
- (6) 本件に係る情報漏えいなどの情報セキュリティインシデントが発生した際には、速やかに当機構担当者に連絡し、その指示の元で被害拡大防止・原因調査などをを行うこと。
- (7) 受注者は、当機構から本件で求められる情報セキュリティ対策の履行状況を当機構からの求めに応じて確認・報告を行うこと。またその履行が不十分である旨の指摘を受けた場合、速やかに改善すること。
- (8) 受注者は、機器、コンピュータプログラム、データ及び文書等について、当機構の許可無く当機構外部に持ち出してはならない。
- (9) 受注者は、本件の終了時に、本件で取得した情報を削除または返却すること。また、取得した情報が不要となった場合も同様とする。
- (10) 本件で作成された著作物(マニュアル、コンピュータプログラム等)の所有権は、当機構に帰属する基とする。
- (11) 本件の履行に当たり、その業務の一部を再委託するときは、軽微なものを除き、あらかじめ再委託の相手側の住所、氏名、再委託を行う業務範囲、再委託の必要性及び金額等について記載した書面を当機構に提出し、承諾を得ること。その際受注者は、再委託した業務に伴う当該相手方の行為について、当機構に対しすべての責任を負うこと。
- (12) 本件を実施するために必要な当機構の情報は、本件の契約後、当機構が定めた方法により開示する。
- (13) 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、当機構担当者と協議のうえ、その決定に従うものとする。

(要求者)

部課名：情報基盤管理部 IT 運用・学術情報課

氏名：小畠 欣也